

彙報

平成一三年度春期東洋学講座講演要旨
(科 拳)

第四六一回 五月一五日(火)

宋代科挙官僚の選任制度

獨協医科大学研究員 東洋文庫研究員

渡辺 紘良

- 唐の吏部選と宋初の書判拔萃科
- 宋初の建隆三年(九六二)に始まる試判三道の制と幕職州県官昇格制との関係について、乾德二年(九六四)の「少尹幕職官參選条件」(統資通鑑長編卷五、「宋史選挙志訳註」(二)五九九条)に、拔萃科試判の成績が超・上・中・下四等(あるいは超・中・下三等)のなかの「中」で、進士・九經・制科出身者であれば、幕職官の「初等職官」に任命し「試校書郎」とするところある。先ず「初等職官」に任命するということは、唯一、宋史選挙志に残されている

銓選の制(所謂「選人十選」。「宋史選挙志訳註」(二)の六二〇(8)条参照)と符合する。「選人十選」は、淳化四年(九九三)頃定められた遷秩の制の一部として掲げられているもので、唐の「十二選」を承けたものである。次に「試校書郎」とすることは、唐の吏部選の一つ、科目選の拔萃科の合格者の待遇と同じである。つまり宋初の書判拔萃科は唐の制を承け、判の成績が中等のものには(太平興國二年には上・中・中下・下のなかの「上」)同じく六一条参照)、初等職官・試校書郎を与え、周三年で両使職官・試大理評事、周三年で支掌防団判官・試大理評事(試大理評事は長編・宋史に拠る。宋史職官志卷10は試大理司直・評事とする)と挙がっていくコースが決められていたのである。

唐の拔萃科は、既存の吏部選身言書判が人材の登用に抑制的であったのに対し、積極的な登用を狙いとして設けられたのであるが、宋では試判は吏部南曹が担当し、拔萃科と身言書判共に人材登用のための手段として用いられたようである。

- 冗官問題と使闕・闕次
英宗朝より科挙は三年一回とし、以後人材登用を抑えとしたのは、このころボストに比し官僚数はほぼ飽和状態

第四六二回 五月二二日（火）

宋代科举社会の形成

早稲田大学教授 近藤 一成

にあつたからである。政府は三年一任を短縮して回転を早める一方、希望者の少ないポストを優遇させ、闕少員多の弊害のは止を図った。その具体策の一つが熙寧三年（一〇七〇）、川・広・福建・荆湖南路の地方官の就任時、中央への往復の労を解消させる八路定差法の施行である。八路では知州・通判等の人事を転運司に掌握させ、三〇カ月任期のものは「到任」後一年、三年任期のものは一年半後を「闕次」として後任人事開始時期と定めた。旧法の天下となり定差法は廃止されるが、元祐元年（一〇八六）、吏部と転運司が季節毎に交互に使闕（闕次の行使）することとされ、事実上定差法は復活した。その際、三年任期を三〇カ月任期へ変更させた措置に伴い、吏部管轄の知州・通判は闕次を去替一年から到任半年に、転運司管轄のものは到任一〇月から去替一年に短縮させた。到任は去替より一〇〇日余り遅いとみなされていたから、変更された吏部と転運司両者の闕次の間には、約二カ月余りの差があつたことになる。

以上のように政府は細かく人事開始の時期を定め、後任人事を促進させ、八路への人材吸収を狙つた。このような使闕の方法は一般にも行なわれ、敢えて一闕について三人に及ぶ現任・後任を選任しておくための便法となり、闕少員多問題にまつわる人心の不満解消に役立つたのである。

南宋の都杭州臨安府は、三年に一度、科举の年になると全国から集まる多数の受験生によつて賑わい、祝祭の日々のような上気した雰囲気のなか、最終試験である殿試の結果に人々は注目した。紹興十八年の殿試は、朱熹が登第したことによって、その合格者名簿である「同年小録」が今に伝わる稀な例である。しかし合格発表の時点で朱熹はまだ無名の存在であり、人々を驚かせたのは正奏名末等の徐履の名であつた。かれは省元であり、通常、礼部試首席は、殿試第一甲に置かれるからである。「合格の、掲示板をひっくり返せば徐履は状元」と人々は言い合い、大志を抱き緊張の連続で神経が切れ、答案用紙に竹の絵を書いて出したとか、優秀なかれに目をつけた秦檜が娘婿にしようとしたのでわざと白紙で提出したのだ、或いは專權・講和に抗議して秦檜彈劾の文を書いた等等の噂が飛び交つた。さらに南宋末、黃震の読書ノートには、徐履の礼部試首席は、応舉の途上で田舎儒者に聞いた書經禹貢の一句の新解釈を記

述したからであると記されるなど、この出来事は百年後にも話題を提供している。

科挙は国をあげての一大行事であり、また単なる官僚登用制度にとどまらず宋代以後の中国社会の在り方に影響を及ぼした制度である。ところが宋代の科挙の受験者数について、先行研究はそれぞれかなり幅のある人数をあげ、一致しない。「科挙社会」という概念を考えている筆者により、どのくらいの人が科挙に応募したのか、その人数は重要であるので以下少し考えたい。

ここでは宋代科挙の夥しい論考から代表的な数字を紹介すると、まず何忠礼氏は、北宋が最大四二万人前後、南宋は百万人に近いとする〔科挙制度与宋代文化〕「歴史研究」（一九九〇・五）。一方、J・チャーフィー氏は、北宋の十一世紀初頭が二三万人、一〇九九・一一〇二・一一〇五年はそれぞれ平均七万九千人、南宋は四〇万人以上といい（The Thorny Gates of Learning in Sung China）その差は大きい。また張希清氏は、別の議論のなかで北宋を十数万人とする史料を引用する（氏はとくにこの数字を肯定しているわけではない。「論宋代恩蔭之濫」「中日宋史研討会中方論文選編」）。それぞれ史料的根拠のある数字であるが、それらは、上奏文中に見られる各地の解試の競争率などから推定したもので、南北両地域の競争を過大あるいは

過小評価するなど論者の立場、議論の文脈によって大きく変わり得る。その中でチャーフィー氏の七万九千人は、政府統計資料からの類推でありもつとも検討に値する数値である。氏はこの数を、崇寧五年（一一〇六）九月三〇日の上奏文に「直近三回の科挙の就試最終人數を全国の解額二三三四人で計算すると三四人で一名を取ることになる〔宋会要〕選舉一五」とあることから逆算して求めたと思われる。確かにこの記事はそのように読むほかないしかし、同時に幾つかの疑問も出てくる。

第一に、全国の解額数が少なすぎないか。何、張両氏は三歳貢挙後の省試受験者数を六、七千人としており、これほどではないが元祐二年（一一〇八七）の省試には四七三二人という数字がある（黄庭堅「太学題名記」）。少なくとも『会要』の記事には、漕試の合格者は入っていない。第二に、この上奏文の目的と背景を考察することは、議論の不可欠の前提である。というのは、崇寧元年に蔡京の科挙改革が始まり、崇寧五年八月二十六日にはその最終段階として科挙の廃止と学校經由の官僚登用法の詳細が決定されているからである。科挙は実際には完全廃止に至らなかつたが、崇寧四年の解試の解額は、三分の一が貢士（学生）枠に回されている。上記上奏文は、州学選拔学生を三年一貢から毎歳首都の辟雍に送るに際し、全国各州学に割り振る

第四六二回 五月二九日（火）

貢士定数を決めるための提言と理解できる。この視点からさらなる分析がなされねばならない。

以上の課題は後考を待つの、筆者は、北宋科挙受験者数が推測できる史料として、蔡京の学校改革によつて激増した地方学の学生数を挙げたい。それらの数字の確定作業については拙論（「蔡京の科挙・学校政策」『東洋史研究』五三・一）を参照していただきたいが、大觀元年（一一〇七）の一万余人、政和六年（一一二六）の二〇万人、最終的には恐らく二〇数万人の学生が在籍した。これは科挙に代えて学校経由で官僚登用をするために、蔡京があらゆる利益誘導を試み、地方官は自分の成績を上げようとして資質の劣る人物まで入学させ学生数を増加させた結果である。この二〇数万人が今のところ、筆者の想定する北宋末の科挙受験者の目安となる最大数である。南宋の後半期は、福建の福州、浙西の嚴州など激烈な競争が行われた州では、北宋末ないし南宋初めの五から六倍の応試者になつてゐるが、全国総数については改めて考えたい。

清代、被差別民と学校・科挙

青山学院大学講師 安野省三

（二）学校・科挙と関係のあつた被差別民

嘉慶『欽定学政全書』に典拠すれば、被差別民の中で棚民（江西万載県）、沙民（江蘇通州、崇明県）、客籍（広東新寧・新安・東莞・開平・高明県）があげられ、少数民族としては苗・猺・畲・羌族等が例示されている。このうち、棚民が典型であり、他は若干の親疎厚薄の違いはあつたとしても、おおむね万載県の棚民事例を模して学校・科挙とかかわりをもつた。

（二）棚民と学校（万載県学の場合）

〔主要資料〕道光29『万載県土著志』三十卷

A、学額（入学定員）

順治四年三〇名——康熙九年二四名（文一二武一二）

——嘉慶九年二九名（うち五名は棚籍枠で文四武一）。

ただし、嘉慶九年以前でも臨時措置としてプラス^a（棚籍枠）が設けられていた。結局、雍正九年に早くも棚考（棚籍のみを対象とする県試）は開始されたの

である。

B、棚考の実態

① 分額別考 雍正九年～乾隆二七年

土考（土籍を対象とする県試）と同日試験。ただ、土考とは課題も別、合格発表も別。答案用紙上に“棚籍”字の明記が義務づけられた。難点として、棚童が身分を隠して土考へ潜入する事件が頻発。つまり、棚童は棚考を歓迎しなかつた証拠。

② 定額合考 乾隆二八年～嘉慶八年

江西学政周煌の提言が契機。江西省全体は合考で一本化しているのに、万載県だけの例外措置は不可。

結局、定額（二四名）で合考となる。「棚民の攻勢」

棚民は合考を歓迎。不正受験事例（冒考、跨考）の多発。日頃、土著は棚民と没交渉ゆえ、不正者を識別できず。棚民の合格率は高まり、嘉慶六年は定額の半数近くに及んだ。「土著の反撃」乾隆三二年の保証人制度。土籍Ⅱ三单結（生員三名）棚籍Ⅱ三单結（生員三名）プラス五童結（童生五名）。ここに弊害の端緒が啓かれ、訴訟が続出。とくに棚童による三单偽造が目立つた。嘉慶年間、棚童が身分を隠して土童になります事例が、県試ごとに五、六名を数えた。要するに、表向きは合考であっても、受

験場では分別投考であった証拠。

③ 分額別考 嘉慶九年～

士籍枠二四名（文二二武一一）と棚籍枠五名（文四武一）。嘉慶一二年に部分的改訂が施され、「棚民の三单結五童結のうち三单は廃止し、五童結のみとする」、「棚民の答案用紙上の“棚”字に換えて“客”字とする」。結局、万載県の学校試は土考と客考の二本立て固定化し、道光・咸豐・同治と受け継がれて、差別が定着する。

（三）棚民と科挙（義寧州の場合）

〔主要資料〕道光4「義寧州志」三十二卷

学校試の延長線上にある科挙を取り上げると、残念ながら、万載県は資料上で未詳。南昌府義寧州に目を移すと、いくぶん状況が判明する。清初から道光三年まで、棚民の合格者は、文挙は寥々、武挙は済々。文挙では乾隆二七年合格の挙人張瑜（乾隆六〇年四川昭化県知県。祖籍は廣東）が最高。一方、武挙は進士五名、恩科鄉試四三名と数多く、鄉試に限れば州内で棚民出自が最多。つまり、文挙への途が極端に狭められていたことは、万載県試での棚民差別と軌を一にしていたわけである。却つて、武挙は妨碍障壁がほとんどなかつた。

（四）少数民族と学校・科挙

〔主要資料〕嘉慶『欽定学政全書』八十六卷

童試は定額合考もあれば分額別考もあつた。前者としては、康熙四三年湖南の熟苗童生、康熙五四年貴州苗童、雍正九年四川茂州羌民、雍正一三年四川苗童、乾隆七年江西土童等の事例。後者としては、康熙五四年湖南苗・猺童生、雍正三年雲南威遠厅彝人、雍正五年雲南東川府土童、乾隆二四年湖南綏寧原苗・猺童、嘉慶二年広西西隆州苗童等の事例。また科挙がらみでは、科挙・補廩出貢を認めない場合（康熙二二年貴州・雲南土生）と認める場合（雍正九年四川茂州羌民）とがあつて一定しない。当該地域の方志を播いても、少数民族と学校・科挙との関連は、記述を欠くか有つてもごく簡略であつて、実態を掌握しにくい。ただ、学校試についていえば、万載県の棚民事例が参考とされた形跡が色濃い。